

## 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正について

令和2(2020)年4月7日  
教育委員会事務局スポーツ振興課

### 1 改正の趣旨

栃木県総合運動公園北・中央エリアの附属設備及び器具の使用料等を定めるため、栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の改正を行うものである。

### 2 主な改正内容

#### (1) 休館日

体育施設名	休館日
栃木県総合運動公園北・中央エリアの有料運動施設	12月29日から翌年1月3日まで

#### (2) 利用時間

体育施設名	普通利用の利用時間	専用利用の利用時間
栃木県総合運動公園北・中央エリアの有料運動施設 (陸上競技場、武道館及び合宿所を除く)	午前8時30分から午後6時まで	午前8時30分から午後6時まで
陸上競技場	午前8時30分から午後9時まで	午前8時30分から午後9時まで
武道館	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
合宿所	—	午前零時から午後12時まで (1月4日にあつては午後1時から午後12時まで、12月28日にあつては午後零時から午前10時まで)

(3) 附属設備及び器具の使用料

体育施設名		附属設備及び器具名	使用区分	使用料	
栃木県総合 運動公園北・ 中央エリア	陸上競技場	大型映像装置	1時間につき	5,540円	
		放送設備	午前8時30分から午前12時まで	650円	
			午後零時から午後6時まで	840円	
			午前8時30分から午後6時まで	1,460円	
			午後6時から午後9時まで	410円	
		照明設備	1/5灯	1時間につき	1,120円
			1/4灯	1時間につき	1,850円
			1/3灯	1時間につき	2,250円
			1/2灯	1時間につき	3,690円
			4/5灯	1時間につき	5,900円
			全灯	1時間につき	6,900円

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

○栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正

栃木県規則第二十五号

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則（平成五年栃木県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後	改正前
		<p>(許可の申請等)</p> <p><b>第五条 略</b></p> <p>2 前項の利用許可申請書の提出期間は、条例別表に掲げる施設、附属設備及び器具（以下「施設等」という。）を利用しようとする日（以下「利用日」という。）の三箇月前の日の属する月の初日から末日までとする。ただし、栃木県総合運動公園北・中央エリアの施設等を専用利用しようとするとき又は指定管理者が必要であると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p>	<p>(許可の申請等)</p> <p><b>第五条 略</b></p> <p>2 前項の利用許可申請書の提出期間は、条例別表に掲げる施設、附属設備及び器具（以下「施設等」という。）を利用しようとする日（以下「利用日」という。）の三箇月前の日の属する月の初日から末日までとする。ただし、</p> <p>指定管理者が必要であると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p>
		<p>(利用券の交付)</p> <p><b>第七条</b> 条例第三条に規定する特定施設を普通利用しようとする者は、<u>条例第十条第一項の規定により使用料を納付し、又は条例第十三条第一項の規定により利用料金を指定管理者に支払い、利用券の交付を受けなければならない。</u></p> <p>(附属施設及び器具の使用料)</p> <p><b>第十三条</b> 条例別表3栃木県グリーンスタジアム使用料の部及び同表8栃木県総合運動公園北・中央エリア使用料の部に規定する附属設備及び器具の使用料は、<u>別表第三のとおりとする。</u></p> <p>(使用料の納付)</p> <p><b>第十四条</b> 栃木県グリーンスタジアムの許可利用者及び栃木県総合運動公園北・中央エリアの利用者は、<u>第五条第三項の利用許可書又は第六条第二項の利用変更許可書の交付を受けたときは、知事が定める納期限までに使用料を納付しなければならぬ。</u></p>	<p>(利用券の交付)</p> <p><b>第七条</b> 条例第三条に規定する特定施設を普通利用しようとする者は、<u>条例第十三条第一項の規定により利用料金を指定管理者に支払い、利用券の交付を受けなければならない。</u></p> <p>(附属施設及び器具の使用料)</p> <p><b>第十三条</b> 条例別表3栃木県グリーンスタジアム使用料の部</p> <p>に規定する附属設備及び器具の使用料は、<u>別表第三のとおりとする。</u></p> <p>(使用料の納付)</p> <p><b>第十四条</b> 栃木県グリーンスタジアムの許可利用者は、<u>第五条第三項の利用許可書又は第六条第二項の利用変更許可書の交付を受けたときは、知事が定める納期限までに使用料を納付しなければならぬ。</u></p>
別表第1（第3条関係）			
体育施設名	休館日		
体育施設名	休館日		

略	
栃木県体育館分館	略
栃木県総合運動公園 北・中央エリア	<u>12月29日から翌年1月3日</u> <u>まで（水泳場にあつて</u> <u>は4月1日から6月30日</u> <u>まで及び9月1日から3</u> <u>月31日まで、武道館に</u> <u>あつては年末年始）</u>

備考 略

別表第2（第4条関係）

体 育 施設名	利用日区分	普通利用の 利用時間	専用利用の 利用時間
略			
栃木県 体育館 分 館		略	略
栃木県 総合運 動公園 北・ 中 央 エ リ ア		<u>午前8時30</u> <u>分から午後</u> <u>6時まで</u> <u>（陸上競技</u> <u>場、トレニ</u> <u>ング室並</u> <u>びに陸上競</u> <u>技場の会議</u> <u>室及びラウ</u> <u>ンジにあつ</u> <u>ては午前8</u> <u>時30分から</u> <u>午後9時ま</u> <u>で、武道館</u> <u>並びに武道</u> <u>館の会議</u> <u>室、師範室</u> <u>及び控室に</u> <u>あつては午</u> <u>前9時から</u> <u>午後9時ま</u> <u>で、合宿所</u> <u>にあつては</u> <u>午前0時か</u> <u>ら午後12時</u> <u>まで（1月</u>	<u>午前8時30</u> <u>分から午後</u> <u>6時まで</u> <u>（陸上競技</u> <u>場、トレニ</u> <u>ング室並</u> <u>びに陸上競</u> <u>技場の会議</u> <u>室及びラウ</u> <u>ンジにあつ</u> <u>ては午前8</u> <u>時30分から</u> <u>午後9時ま</u> <u>で、武道館</u> <u>並びに武道</u> <u>館の会議</u> <u>室、師範室</u> <u>及び控室に</u> <u>あつては午</u> <u>前9時から</u> <u>午後9時ま</u> <u>で、合宿所</u> <u>にあつては</u> <u>午前0時か</u> <u>ら午後12時</u> <u>まで（1月</u>

略	
栃木県体育館分館	略

備考 略

別表第2（第4条関係）

体 育 施設名	利用日区分	普通利用の 利用時間	専用利用の 利用時間
略			
栃木県 体育館 分 館		略	略

		4日にあつては午後1時から午後12時まで、12月28日にあつては午前0時から午前10時まで)	4日にあつては午後1時から午後12時まで、12月28日にあつては午前0時から午前10時まで)				
--	--	--	--	--	--	--	--

町長兼川を次のように定める。

別表第3 (第13条関係)

体 育 施 設 名	附 属 設 備 及 び 器 具 名			使 用 単 位	使 用 料
栃 木 県 グ リ ー ン ス タ ジ ア ム	大型映像装置			1時間につき	5,540円
	可搬型映像装置			1時間につき	640円
	照 明 設 備	メ イ ン グ ラ ウ ン ド	1 / 4 灯	1時間につき	16,700円
			1 / 3 灯	1時間につき	18,000円
			1 / 2 灯	1時間につき	27,900円
			全 灯	1時間につき	49,100円
	サブグラウンド			1時間につき	9,320円
陸 上 競 技 場				午前8時30分から正午までの時間1回につき	650円
				正午から午後6時までの時間1回につき	840円
				午前8時30分から午後6時までの時間1回につき	1,460円
				午後6時から午後9時までの時間1回につき	420円
				午前8時30分から正午までの時間1回につき	650円

		第 2 陸 上 競 技 場	正午から午後 6 時 までの時間 1 回に つき	840円
			午前 8 時30分から 午後 6 時までの時 間 1 回につき	1,460円
放 送		野 球 場 ( 本 球 場 )	午前 8 時30分から 正午までの時間 1 回につき	650円
			正午から午後 6 時 までの時間 1 回に つき	840円
			午前 8 時30分から 午後 6 時までの時 間 1 回につき	1,460円
設 備		サ ッ カ ー ・ ラ グ ビ ー 場	午前 8 時30分から 正午までの時間 1 回につき	650円
			正午から午後 6 時 までの時間 1 回に つき	840円
			午前 8 時30分から 午後 6 時までの時 間 1 回につき	1,460円
		テ ニ ス コ ー ト	午前 8 時30分から 午前10時までの時 間 1 回につき	280円
			午前10時から正午 までの時間 1 回に つき	360円
			正午から午後 2 時 までの時間 1 回に つき	360円
			午後 2 時から午後 4 時までの時間 1 回につき	360円
			午後 4 時から午後 5 時までの時間 1	180円

栃 木 県 総 合 運 動 公 園  
北 ・ 中 央 エ リ ア

		回につき	
		午後 5 時から午後 6 時までの時間 1 回につき	180円
		午前 8 時30分から午後 6 時までの時間 1 回につき	1,460円
	武 道 館	第 1 道 場	1 日 1 回につき 5,610円
		第 2 道 場	1 日 1 回につき 1,020円
		弓道場 (近 的 射 場)	1 日 1 回につき 1,020円
フ ロ ア シ ー ト	武 道 館	第 1 道 場	1 日 1 回につき 3,210円
		第 2 道 場	1 日 1 回につき 2,000円
		弓道場 (近 的 射 場)	1 日 1 回につき 50円
大 型 映 像 装 置		1 時間につき	5,540円
電 光 掲 示 板		午前 8 時30分から 正午までの時間 1 回につき	2,710円
		正午から午後 6 時 までの時間 1 回に つき	2,930円
		午前 8 時30分から 午後 6 時までの時 間 1 回につき	5,430円
移 動 式 電 光 掲 示 板		1 時間につき	250円
	陸 上 競 技 場	1 / 5 灯	1 時間につき 1,210円
		1 / 4 灯	1 時間につき 2,000円
		1 / 3 灯	1 時間につき 2,430円
		1 / 2 灯	1 時間につき 3,990円
		4 / 5 灯	1 時間につき 6,380円

照 明 設 備		全 灯	1 時間につき	7,480円	
	野 球 場 (本球場)	2 / 5 灯	1 時間につき	6,820円	
		2 / 3 灯	1 時間につき	7,940円	
		全 灯	1 時間につき	12,200円	
	テ ニ ス コ ー ト		1 面 1 時間につき	410円	
	武 道 館	第 1 道 場	1 / 3 灯	1 時間につき	100円
			2 / 3 灯	1 時間につき	200円
			全 灯	1 時間につき	310円
		第 2 道 場		1 時間につき	200円
		弓道場 (近的射場)		1 時間につき	20円
冷 房 設 備	武 道 館	第 1 道 場	1 時間につき	4,840円	
		第 2 道 場	1 時間につき	1,410円	
暖 房 設 備	武 道 館	第 1 道 場	1 時間につき	5,550円	
		第 2 道 場	1 時間につき	1,770円	

備考

- 1 やむを得ない理由により午後6時後に栃木県総合運動公園北・中央エリアの野球場（本球場）の放送設備を利用する場合の使用料は、当該午後6時後の利用時間1時間につき、200円とする。
- 2 やむを得ない理由により午後6時後に栃木県総合運動公園北・中央エリアのテニスコートの放送設備を利用する場合の使用料は、当該午後6時後の利用時間1時間につき、270円とする。
- 3 やむを得ない理由により午後6時後に栃木県総合運動公園北・中央エリアの野球場（本球場）の電光掲示板を利用する場合の使用料は、当該午後6時後の利用時間1時間につき、730円とする。



(その8)

利用許可申請書		年 月 日	
指定管理者	様	申請者	住所 氏名 法人にあっては、主たる 事務所の所在地及び名称 並びに代表者の氏名 電話番号 ( )
次のとおり栃木県総合運動公園北・中央エリアの利用をしたいので申請します。			
行事等の名称			
利用目的			
利用日時	年 月 日 (曜日)		
	午前 時から 午後 時まで 計 時間		
	内 訳	利用施設名	利用時間
運動施設	A 陸上競技場	B 第2陸上競技場	C 野球場(本球場)
	E 野球場	F 野球場	H サッカー・ラグビー場
	I 相撲場	J トレーニング場	K テニスコート
	L 武道館	M 第1道場	N 第2道場
会議室、室 ラウンジ、室 師範室、室 及び	M 会議室	N ラウンジ	O 師範室
	P 師範室	Q 放送設備	R フロアシート
	S 大型映像装置	T 照明設備	U 移動式電光掲示板
	V 照明設備	W 冷房設備	X 暖房設備
その他			
利用区分	A アマチュアスポーツに利用する場合	a 入場料を徴収しない場合	b 入場料を徴収する場合(入場料最高額 円)
	B アマチュアスポーツ以外に利用する場合	a 入場料を徴収しない場合	b 入場料を徴収する場合(入場料最高額 円)
利用者区分	A 高校生等以下 B その他の者		
入場予定人員	総人員	人	内 訳 競技者 観覧者 その他 人 人 人

備考  
1 利用施設、利用区分及び利用者区分の欄は、該当する記号に○を付けること。  
2 利用施設により利用時間が異なる場合は、利用日時の内訳の欄にその内容を記入すること。

(その9)

利 用 許 可 申 請 書				
指定管理者		様		
		申請者 住所 氏名 〔法人にあつては、主たる 事務所の所在地及び名称 並びに代表者の氏名〕 担当者 電話 ( )		
次のとおり栃木県総合運動公園北・中央エリア（合宿所）の利用をしたいので申請します。				
行事等の名称				
利用目的				
利用日時	年 月 日到着 時 分	泊 日		
	年 月 日退所 時 分			
利用区分	県内に居住する者が利用する場合		県外に居住する者が利用する場合	
利用者区分	高校生等以下	その他の者	高校生等以下	その他の者
	男 人 女 人 計 人	男 人 女 人 計 人	男 人 女 人 計 人	男 人 女 人 計 人
利用中の責任者の住所及び氏名	住所 県	市 町 村	氏名 番地	

別記様式第二号に次のように加える。

(その 8)

利 用 許 可 書		第 年 月 日
利 用 者		指定管理者
年 月 日 付けで申請のあつた栃木県総合運動公園北・中央エリアの利用を次のとおり許可します。		
行事等の名称		
利用目的		
利用日時	年 月 日 ( 曜日)	
	午前 時から 午後 時まで 計 時間	
	内 訳	利用施設名
		利用 時 間
運動施設	A E I L 陸上競技場、野球場、相撲場、武道館	
	B F J K 第 2 野球場、第 1 道場、第 2 道場	
	C G 野球場 (本球場)、テニスコート	
	D H サッカー・ラグビー場	
会議室、ラウンジ、師範室	M 会議室	
	N ラウンジ	
	O 師範室	
	P 師範室	
附属設備	Q 放送設備	
	R フロアシート	
	S 大型映像装置	
	V 照明設備	
その他		W 冷房設備 X 暖房設備
使用料	円	納付期限 年 月 日
許可の条件		
利用上の注意		
<p>1 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例及び栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則を遵守すること。</p> <p>2 利用の方法については、事前に十分打合せをすること。</p> <p>3 利用当日は、本許可書を提示すること。</p>		

(その9)

利 用 許 可 書			
			第 年 月 日 号
様			
指定管理者			印
年 月 日付けで申請のあつた栃木県総合運動公園北・中央エリア（合宿所）の利用を次のとおり許可します。			
行事等の名称			
利用目的			
利用日時	年 月 日到着 時 分	泊 日	
	年 月 日退所 時 分		
利用区分	県内に居住する者が利用する場合		県外に居住する者が利用する場合
利用者区分	高校生等以下	その他の者	高校生等以下 その他の者
宿泊人員	男 人	男 人	男 人
	女 人	女 人	女 人
	計 人	計 人	計 人
使用料	円		納付期限 年 月 日
許可の条件			
利用上の注意	1 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例及び栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則を遵守すること。 2 利用の方法については、事前に十分打合せをすること。 3 利用当日は、本許可書を提示すること。		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(栃木県都市公園条例施行規則の一部改正)

2 栃木県都市公園条例施行規則(昭和四十九年栃木県規則第十六号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後

(有料公園施設の利用の許可の申請書)

第六条 条例第七条第三項に規定する申請書の名称及び様式は次の表に掲げるとおりとする。

申請書の名称	様式
有料公園施設利用許可申請書	略
有料公園施設(オートキャンプ場)利用許可申請書	様式第九号

(許可証の交付)

第八条 略

2 指定管理者は、条例第七条第三項本文の規定により、有料公園施設の利用の許可を受けた者に対し有料公園施設利用許可証(様式第十四号)

又は有料公園施設(オートキャンプ場)利用許可証(様式第十五号)を交付するものとし、同項ただし書の規定により個人で

運動広場を利用しようとする者又はフィールドアスレチック施設、一万人プール、水上アスレチック施設、ローラースケート場、ハング・パラグライダー場(附属設備を含む。)、パークゴルフ場、グラウンドゴルフ場、ディスクゴルフ場、遊戯施設、教養施設、展望施設、園内移動用施設若しくは駐車場を利用しようとする者に対しては、利用券を交付するものとする。

(使用料の減免手続)

第十二条 条例第十三条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第二十一号)を所長に提出しなければならない。

改 正 前

(有料公園施設の利用の許可等の申請書)

第六条 条例第七条第三項に規定する申請書の名称及び様式は次の表に掲げるとおりとする。

申請書の名称	様式
有料公園施設利用(使用)許可申請書	略
有料公園施設(合宿所)使用許可申請書	様式第九号
有料公園施設(オートキャンプ場)利用許可申請書	様式第九号の二

(許可証の交付)

第八条 略

2 指定管理者は、条例第七条第三項本文の規定により、有料公園施設の利用の許可を受けた者に対し有料公園施設利用(使用)許可証(様式第十四号)、有料公園施設(合宿所)使用許可証(様式第十五号)又は有料公園施設(オートキャンプ場)利用許可証(様式第十五号の二)を交付するものとし、同項ただし書の規定により個人で陸上競技場、水泳場、相撲場、トレーニングセンター、武道館若しくは運動広場を利用しようとする者又はフィールドアスレチック施設、一万人プール、水上アスレチック施設、ローラースケート場、ハング・パラグライダー場(附属設備を含む。)、パークゴルフ場、グラウンドゴルフ場、ディスクゴルフ場、遊戯施設、教養施設、展望施設、園内移動用施設若しくは駐車場を利用しようとする者に対しては、利用券を交付するものとする。

(使用料の減免手続)

第十二条 条例第十三条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第二十一号)を所長に提出しなければならない。

(使用料の還付手続)

**第十三条** 条例第十四条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、還付の理由が生じた日から起算して十四日以内に使用料還付申請書(様式第二十二号)を知事又は所長に提出しなければならない。

(遵守事項)

**第十四条** 都市公園の利用者は、知事、所長及び指定管理者の定める事項を遵守しなければならない。

(申請書等の提出部数)

**第十五条**

第九条に規定

する届出の提出部数は正本一通副本一通とし、他の申請書又は届出に係る提出部数は正本一通とする。

(使用料の還付手続)

**第十三条** 条例第十四条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、還付の理由が生じた日から起算して十四日以内に使用料還付申請書(様式第二十二号)を所長に提出しなければならない。

(遵守事項)

**第十四条** 都市公園の利用者は、所長及び指定管理者の定める事項を遵守しなければならない。

(申請書等の提出部数)

**第十五条**

第四条及び第五条に規定する申請書であ

つて知事に対して申請するもの又は第九条に規定する届出の提出部数は正本一通副本一通とし、他の申請書又は届出に係る提出部数は正本一通とする。

(申請書等の経由)

**第十六条**

法、条例及びこの規則の規定により知事に提出する申請書又は届出は、所長を経由しなければならない。

別表第 1 (第10条関係)

施設名	供用日	供用時間

別表第 1 (第10条関係)

施設名	供用日	供用時間
1 栃木県総合運動公園の有料公園施設 (水泳場、トレーニングセンター、武道館及び合宿所を除く。)	1月4日から 12月28日まで	午前8時30分 から午後6時 まで
2 水泳場	7月1日から 8月31日まで	午前8時30分 から午後6時 まで
3 トレーニングセンター	1月4日から 12月28日まで	午前8時30分 から午後9時 まで
4 武道館	1月5日から 12月27日まで	午前9時から 午後9時まで
5 合宿所	1月4日から	午前零時から

1～21 略

6～26 略	12月28日まで	午後12時まで
		(1月4日にあつては午後1時から午後12時まで、12月28日にあつては午前零時から午前10時まで)

様式第三号から様式第七号までの規定中 「 栃木県知事 様」を「 栃木県知事 様」に改める。

様式第八号中「有料公園施設利用(使用)許可申請書」を「有料公園施設利用許可申請書」に

「利用(使用)の許可」を「利用の許可」に、  
「使用料」を「利用料」に改める。

様式第九号を削り、様式第九号の二を様式第九号とする。

様式第十一号から様式第十三号までの規定中

「所 長」を「知 事」に改める。

様式第十四号中「有料公園施設利用(使用)許可証」を「有料公園施設利用許可証」に、「利用

(使用)を」を「利用を」に、  
「使用料」を「利用料」に改める。

様式第十五号を削り、様式第十五号の二を様式第十五号とする。

様式第二十号から様式第二十二号までの規定中 「 所長 様」を「栃木県知事 様」に改める。

(栃木県都市公園条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行前に前項の規定による改正前の栃木県都市公園条例施行規則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するもの限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。  
(教育委員会事務局スポーツ振興課)